

# 青森県報

第二百四号

令和二年  
九月四日  
(金曜日)

## 目次

### 告 示

- 介護保険法による居宅サービス事業者の指定……………(高  
保 險 課) …… 一
  - 介護保険法による指定居宅サービス事業者の居宅サービス  
事業の廃止の届出……………( 同 ) …… 一
  - 障害福祉サービス事業者の指定……………(障  
害 福 祉 課) …… 二
  - 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための  
法律による一般相談支援事業者の指定……………( 同 ) …… 二
  - 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための  
法律による自立支援医療機関の指定……………( 同 ) …… 三
  - 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための  
法律による指定自立支援医療機関の所在地の変更の届出……………( 同 ) …… 三
  - 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための  
法律による指定自立支援医療機関の辞退……………( 同 ) …… 三
  - 身体障害者福祉法による医師の指定……………( 同 ) …… 三
- 公 告
- 建設業者の営業所の所在地等の不明……………(監  
理 課) …… 三
  - 建設業者の許可の取消し……………(東  
青 地 域  
民 局) …… 四
  - 右 同……………(西  
北 地 域  
民 局) …… 四
  - 右 同……………( 同 ) …… 四

### 出先機関

○ 土地改良事業計画変更の認可……………(三  
八 地 域  
民 局) …… 五

○ 土地改良区の役員の住所変更……………(西  
北 地 域  
民 局) …… 五

教育委員会

○ 県文化財の指定……………(文  
化 課 財) …… 五

正 誤

○ 令和二年七月六日号外第七十五号人事委員会中……………(人  
事 委 員 会)  
事 務 局) …… 六

## 告 示

## 示

青森県告示第六百六十五号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

令和二年九月四日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅サービス事業者 氏 名 又 は 氏 名	主たる事務所の 所在地又は住所		居宅サ ービスの 種 類	居宅サ ービス事 業を行 う 所	指 定 年 月 日
	特定非営利 活動法人 テラ・シヤリ	青森市第二間屋 一町三丁目三の三			

青森県告示第六百六十六号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第七十五条第二項の規定により、次の指

定居宅サービス事業者から居宅サービス事業を廃止する旨の届出があったので、同法第七十八条第二号の規定により公示する。

令和二年九月四日

青森県知事 三 村 申 吾

氏名称又は 主たる事務所の 所在地又は住所	指定居宅サービス事業者	居宅サービス の種類	居宅サービス事業を 行う事業所	廃止の 届出年月日	廃止 年月日
	名称又は 主たる事務所の 所在地又は住所				
交通株式会社	弘前市大字高田一丁目五の二二	訪問介護	ケア・ス・グリーン	令和 二・七二〇	令和 二・八・三
社会福祉法人三徳会	十和田市西一番町五の五一	通所介護	デイサービスセンターめぐみ	二・七二九	〃
有限会社ケアサービス	五所川原市大字石岡字藤巻五四の三	通所介護	松島整骨院 サービスセンター	二・八二〇	二・九・三〇

青森県告示第六百六十七号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害福祉サービス事業を行う者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

令和二年九月四日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	指定障害福祉サービス事業者	障害福祉サービスの種類	障害福祉サービスを行う事業所	指定年月日
	主たる事務所の所在地			

特定非営利活動法人 テラ・シヤリ	青森市第二間屋一丁目三の三	居室介護	訪問介護ステーション アンダンテ	弘前市大字和徳一 二四の一	令和 二・九・一
特定非営利活動法人 テラ・シヤリ	青森市第二間屋一丁目三の三	重度訪問介護	訪問介護ステーション アンダンテ	弘前市大字和徳一 二四の一	〃
社会福祉法人 あーるど	五所川原市大字稲美字稲葉三八の一三	生活介護	はたらびー	五所川原市金木四 朝日山八五の	〃
一般社団法人 つがる市柏上古	つがる市柏上古三三七の七	就労継続支援B型	六花	つがる市柏上古 三三七の七	〃
一般社団法人 つがる市柏上古	つがる市柏上古三三七の七	自立訓練（生活訓練）	奏生	つがる市柏上古 三三七の七	〃

青森県告示第六百六十八号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十一条の十四第一項の規定により、次のとおり一般相談支援事業を行う者を指定したので、同法第五十一条の三十第一項第一号の規定により公示する。

令和二年九月四日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	指定一般相談支援事業者	地域相談支援の種類	一般相談支援事業を行う事業所	指定年月日
	主たる事務所の所在地			
一般社団法人 つがる市柏上古	つがる市柏上古三三七の七	地域移行支援	相談支援事業所ウイール	令和 二・九・一
一般社団法人 つがる市柏上古	つがる市柏上古三三七の七	地域定着支援	相談支援事業所ウイール	〃

青森県告示第六百六十九号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項の規定により、自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので、同法第六十九条第一号の規定により公示する。

令和二年九月四日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	八戸市長者三丁目三の一九	指 定 年 月 日	令和 二・九・一
名	いろは薬局長者店	所 在 地	

青森県告示第六百七十号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第六十四条の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関（精神通院医療）から所在地を変更した旨の届出があったので、同法第六十九条第二号の規定により公示する。

令和二年九月四日

青森県知事 三 村 申 吾

区 分	名 称	所 在 地	変 更 年 月 日
変更前	ピリープ訪問看護八戸中央	八戸市類家四丁目八の一	令和 二・八・二
変更後		八戸市類家五丁目二七の一	

青森県告示第六百七十一号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第

百二十三号）第六十五条の規定により、次の指定自立支援医療機関（精神通院医療）がその指定を辞退したので、同法第六十九条第三号の規定により公示する。

令和二年九月四日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	ひまわり薬局緑店	所 在 地	指 定 辞 退 年 月 日
名	青森市緑三丁目三の一五		令和 二・七・三

青森県告示第六百七十二号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により次のとおり医師を指定したので、青森県身体障害者福祉法施行細則（昭和六十二年三月青森県規則第二十六号）第五条の規定により告示する。

令和二年九月四日

青森県知事 三 村 申 吾

氏 名	勤 務 する 病 院 等	診 療 科 目	指 定 年 月 日
長岐 孝彦	弘前大学医学部附属病院	耳鼻咽喉科（聴覚障害、平衡機能障害、音声機能障害、言語機能障害）、そしやく	令和 二・九・一
	弘前市大字本町五三		

公 告

建設業者の営業所の所在地等の不明

左記の建設業者の営業所の所在地及び当該建設業者の役員を確知できないので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条の二第一項の規定により公告す

る。  
なお、公告の日から三十日を経過しても当該建設業者から申出がないときは、当該建設業者の許可を取り消すことがある。

令和二年九月四日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社建築工房クラウド
- 二 代表者の氏名 下山清孝
- 三 許可番号 青森県知事許可(般―二九)第二〇〇七三二号

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和二年九月四日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 有限会社八紘
- 二 代表者の氏名 伊藤明美
- 三 主たる営業所の所在地 青森市浪館前田一丁目一二の五七
- 四 許可番号 青森県知事許可(般―二八)第一四〇四四号
- 五 取消年月日 令和二年七月二十七日
- 六 取消しに係る建設業の許可  
電気工事業及び消防施設工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実  
令和二年六月三十日前記建設業者が合併又は破産手続開始の決定以外の事由により解散したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり

建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和二年九月四日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社上見建設
- 二 代表者の氏名 上見研悟
- 三 主たる営業所の所在地 五所川原市大字長富字竹崎二一の二五
- 四 許可番号 青森県知事許可(般―三一)第四七七九号
- 五 取消年月日 令和二年八月十七日
- 六 取消しに係る建設業の許可  
とび・土工工事業、塗装工事業、内装仕上工事業及び解体工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実  
令和二年七月二十五日前記建設業者が合併又は破産手続開始の決定以外の事由により解散したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和二年九月四日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社上見建設
- 二 代表者の氏名 上見研悟
- 三 主たる営業所の所在地 五所川原市大字長富字竹崎二一の二五
- 四 許可番号 青森県知事許可(特―三一)第四七七九号
- 五 取消年月日 令和二年八月十七日
- 六 取消しに係る建設業の許可

七 取消しの原因となった事実  
土木工事業及び建築工事業に係る特定建設業の許可

令和二年七月二十五日前記建設業者が合併又は破産手続開始の決定以外の事由により解散したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

出 先 機 関

土地改良事業計画変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第一項の規定により、浅水七崎土地改良区に係る次の土地改良事業の計画の変更を令和二年八月二十四日認可したので、同条第十一項の規定により公告する。

令和二年九月四日

三八地域県民局長 堀 義 明

事業名 維持管理

土地改良区の役員の住所変更

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、五所川原市南部土地改良区から、次のとおり役員の住所変更の届出があったので、同条第十八項の規定により公告する。

令和二年九月四日

西北地域県民局長 西 村 達 弘

区役員の別	氏 名	住 所	住所変更の日
監 事	石岡 清一	旧住所 五所川原市大字野里字野岸一四 新住所 五所川原市大字野里字野岸一四の一	令和二・五・二

教 育 委 員 会

青森県教育委員会告示第六号

青森県文化財保護条例（昭和五十年十二月青森県条例第四十六号）第四条第一項及び第三十条第一項の規定により、次の表に掲げるものを県重宝及び県無形民俗文化財に指定する。

令和二年九月四日

青森県教育委員会

一 県重宝に指定するもの

種 別	名 称	員 数	所 在 地	所 有 者
県重宝	紙本著色弘前八幡宮 祭礼図巻	五卷	弘前市大字下白銀町二の一	弘前市

二 県無形民俗文化財に指定するもの

種 別	名 称	所 在 地	保 護 団 体
県無形民俗文化財	関の念仏舟	西津軽郡深浦町大字関	関自治会 関浄念長寿会

正 誤

令和二・七・六 号外第七五号				発行年月日 番号
人事委員会規則				区 分
七―四				番 号
一				ページ
下	下	上	上	段
一四	九	ら後ろか 一	ら後ろか 四	行
4	3	2	出 行 同 附 附 し 期 項 則 及 則 日 則 び 第 一 見 三 項 の 出 項 を 付 し 加 ず として える。 (施 附 則 一 行 施 則 項 の 付 行 施 を 次 に 行 施 加 える。 行 施	誤
3	2	1	本 則 の 次 に 次 の 附 則 を 加 える。 附 則	正

人事委員会事務局

(発行所・発行人) 青森市長島一丁目一番一号 青森県	
(印刷所・販売人) 青森市第二問屋町三丁目一番七七号 東奥印刷株式会社	
毎週月・水・金曜日発行	定価 小口一枚二付十五円